

information

お知らせ

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画課企画係 14-1 番窓口 ☎ 77 - 8374
FAX 76 - 2976

ランプの宿森つべつ、 ネイチャーセンター 冬季休館等のお知らせ

ランプの宿森つべつ 施設メンテナンス休館

左記の期間、宿泊・日帰り入浴等、全館が休館となります。

休館期間

11月17日(月)～20日(木)
※なお、休館期間中は温泉無料送迎バスも運休になります。

木曜日の冬季休館

11月20日(木)～令和8年4月23日(木)まで、毎週木

新築・増築等の家屋 の届出について

住宅や店舗、車庫、物置などの家屋を新築すると固定資産税の課税対象になることがあります。また、すでに所有されている家屋の増築・改築をした時も、固定資産税の評価額が変わることがあります。申告書の聞き取りや家屋調査を行いますので、税務収納係へご連絡ください。

問い合わせ先

税務収納係 10番窓口
☎ 77 - 8376



▲町 HP

未登記家屋の所有権 移転・取壊しの届出 について

未登記家屋(法務局に登記をしていない家屋)の所有者の名義変更、取り壊しについては届出をお願いします。

名義の変更については新旧の所有者の印鑑、取り壊しについては所有者の印鑑が必要です。ご持参ください。なお、届出の用紙は、税務収納係の窓口やホームページから取得できます。提出時には、売買契約書や遺産分割協議書、滅失証明書など事実を確

曜日の宿泊・日帰り入浴等、全館が休館となります。
※令和7年12月25日(木)、令和8年1月1日(木)は休まず営業します。

その他

冬季休館の期間は、状況によって変更となる場合がありますのでランプの宿森つべつホームページをご覧ください。

問い合わせ先

ランプの宿 森つべつ
☎ 76 - 3333

ノノの森ネイチャーセンター 臨時休館

左記の期間、館内清掃・冬季営業準備のため休館となります。

休館期間

11月17日(月)～20日(木)

問い合わせ先

ノノの森
ネイチャーセンター
☎ 77 - 3344

令和8年度認定子ども 園入園認定申請を受け 付けます

令和8年度の認定子ども園入園認定申請を受け付けます。入園を希望する方は、次の受付場所より申請用紙一式を受け取り、期日までに提出

してください。

受付期間

11月4日(火)～
12月12日(金)

※受付期間を過ぎた場合は、第1次入園協議対象となりますので、期限厳守で提出してください。

申請書配布・受付場所

①認定子ども園こどもの杜
月～土曜日
午前7時30分～午後6時
(土曜日は午後0時30分まで)

②役場福祉係6番窓口
月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時除く)

※申請書などは町ホームページにも掲載しています。

問い合わせ先

福祉係 6番窓口
☎ 77 - 8381

冬の交通安全運動が 始まります

運動期間

11月13日(木)～22日(土)

運動の重点

- 子ども・高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- スリップ事故防止と全席シートベルト着用
- 飲酒運転の根絶

税・保険料の納付に 関するお知らせ

11月は「固定資産税」第4期、「国民健康保険税」第6期、高齢者医療保険料」第6期の納付月です。
納付期限は12月1日(月)です。

口座振替をご利用の方は、引落口座の残高をご確認をお願いします。

問い合わせ先

税務収納係 10番窓口
☎ 77 - 8376

町民会館 大会議室の 利用休止について

町民会館の大会議室床改修工事を実施します。工事期間中は安全確保のため大会議室をご利用いただけません。

工事期間

11月17日(月)～12月29日(月)まで(予定)

対象施設

町民会館 大会議室

※工事の進捗により、期間が変更となる場合があります。
※他の部屋・施設はご利用できます。

問い合わせ先

社会教育係
☎ 76 - 2713

交通安全

交通安全情報

住民環境係
12番窓口
☎ 77-8377

交通安全 情報

雪の季節が 始まります

季節が冬に移り変わり、朝晩の気温が氷点下になることがあります。これからは天候や時間帯、交通量によって路面状況が一変するため、走行する度に路面状況を見極めることが重要です。冬タイヤがすり減っていないかを十分にチェックし、早めのタイヤ交

換でこれからの季節に備えましょう。
冬道では対向車線からのはみ出しや、前方車のスピンなどに巻き込まれる可能性が高くなるため、周囲にも意識を向け、車間距離を保ち、安全運転を心がけましょう。
また、車上に雪が積もった状態で走行すると、ブレーキをかけた拍子にフロントガラスに雪が落ち、視界が遮られます。さらに、車体から落ちた雪が後続車の通行の妨げになることもあるため、走行前には必ず雪を落としましょう。

子どもの
性被害撲滅

地域
安全
NEWS

○青少年の個人情報や性的な画像・動画がSNSで拡散されていること
① SNSで拡散されている個人情報や性的な画像・動画を削除するよう指導
② ネット上で知り合った人、住所・名前などを教えること
③ 子どもに対するわいせつ目的で会うことや、裸の写真を要求すること
④ オンラインゲーム・匿名・不特定の相手とのやりとりには注意
○保護者のしるべきポイント
① フィルタリングを設定し、外出的な行動の制限を厳格に
② 行先を家族で共有し、家族全員でスマートフォンの使用方法について話し合い、家庭ルール作り

その広告は大丈夫？
契約前に最終確認！

商工観光係
19番窓口
☎ 77-8388

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活 相談 Q & A

Q スマホのネット広告で「しわに効果があるクリーム1,980円」を見つけ注文。13,580円の請求書が同封されていた。そこで初めて定期購入の商品と分かり、解約の電話をかけたがつかないで困っている。



A 初回の商品が届いたあとに2回目以降の商品が定期購入として届いて高額請求されるトラブルが見られます。

通信販売は、クーリング・オフ制度が適用外のため、契約時の解約、返品規約に従うことになります。このようなトラブルを防ぐためにも、以下の点を確認しましょう。「購入する数量や回数」、「販売価格」、「支払方法」、「商品の発送される日」、「申し込み撤回」、「解除に関する内容」、「申込期間」そしてこれらは最終確認画面で表示しなければならないことになっています。

契約時に定期購入かどうか2回目以降の価格や数量などを確認しましょう。また、最終確認画面をスクリーンショットで保存しましょう。

美幌町消費
生活センター

☎・FAX
72-0366

月～金曜日
(祝祭日を除く)

午前10時～
午後4時

津別町消費生活
トラブル2023

靈感商法トラ
ブルについて
の法改正編

津別町消費生活
トラブル2023

相談事例編